

12月18日
福祉文教委員会

主な内容

◆議第97号〜114号

指定管理者の指定について

●福祉文教委員会が所管する18グループ89施設の指定管理者を指定しようとするもの

●**公園施設等総合管理計画の策定に向け個別施設の方向性が示されているが、指定管理期間5年間のうちの対応は。**

●**答** 今回の募集要領において、指定期間中に計画に基づいて動きがある場合は、協議の上、変更させていただくこととしている。

●**問** 指定管理料増額の主な要因は。

●**答** 指定管理者制度の見直しを行う中で、算定方法について、原則、不変的な数量を用いることとし、賃金については、市の賃金単価をベースとするよう見直した。修繕費用や除雪

費用については、精算項目ではあるが、過去の実績に依りて見込んだことにより増額している。

●**問** 指定管理者実績評価シートを見ると、中山公園野球場など前年度より評価が下がっている施設も見受けられるが、今後の対応は。

●**答** 平成29年度の事業評価が、28年度に比べて若干下がっている施設もあるが、主な要因は、管理状況ではなく利用者の減と認識している。

●**答** 次期においては、利用促進を図る提案をいただいているため、評価につながる取り組みをしていただけたらと思う。



松山福祉文教委員長長の報告

●**問** 高山市山王福祉センターほか各地域のデイサービスセンターなど25施設について、非公募で高山市福祉サービス公社に指定することについての考えは。

●**答** 福祉サービス公社は、デイサービスだけではなく、居宅介護支援事業や訪問介護のほか障がいをお持ちになる方がいサービスなども全地域で実施をしている。

●**答** 指定管理施設自体がそういった福祉サービスを市内全域に提供するための拠点となっており、市内全域のサービス水準の均一化や効率化という視点で引き続き指定管理を行っていただく必要があると考える。

●**問** 高山市福祉サービス公社を非公募で指定するに当たっては、今後の市の高齢者福祉の方向性や福祉サービス公社のあり方を明確にする必要があると考える。市だけでなく民間などを交え検討を進める考

えは。
●**答** 時代とともに変わる福祉のあり方全体の中で、課題や論点を整理し、市と福祉サービス公社がどう役割分担をしていくのか、指定期間5年間に於いて責任を持って検討を進めたい。

12月19日
産業建設委員会

主な内容

◆議第91号

高山市手数料条例の一部改正

●**建築基準法等の改正に伴い改正するもの**

●**論点**

改正による影響

●**答** 改正前の許可手数料は3万3千円であったが、改正後の認定手数料は2万7千円になるため、負担は軽減される。

◆議第92号

高山市駐車施設附置条例の一部改正

●**城下町景観重点区域における町並み景観の保全を図ることを目的**

として改正するもの
●**論点**
既存の建物への適用
●**答** 増築や改築をする場合は適用されるが、そうしたことがなければ適用されない。

●**論点**
建物敷地から隔地駐車場までの距離を500m以内とする根拠や妥当性

●**答** 城下町に建物を建てて隔地駐車場を設置する場合、駐車場が伝統的建造物群保存地区や市街地景観保存区域の外になるにはどの程度の距離が必要か、また、徒歩で移動できる距離かどうかや、他市の事例なども参考にして設定した。

●**議第93号**
高山市水道事業の設置等に関する条例の一部改正

●**水道事業における指定管理業務の拡大に伴い改正しようとするもの**

●**論点**
水質検査業務における

安全安心の確保
●**答** 水質検査の検査機関は、これまでと同様に、国が認定した機関で検査することになる。市としてはその内容を確認し、必要な対応をしていく。

●**論点**
県域統合型GISでの水道法改正後の対応

●**答** 水道法改正による施設台帳整備にも対応可能と判断しているが、必要に応じて高機能なものを入れなければならぬとも考えている。

●**議員間討議**

●**論点**
指定管理業務の拡大による影響

●**意見**
施設や管路の耐震化、老朽化対策はまだ途中である。情報共有と環境整備をしっかりと対応した上で向かう必要があるのではないか。

●**答** GISについては、お金をかけてでも早急に環境を整備し、指定管理者に委託するべきではないか。

●**論点**
水質検査業務における